

# 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業交付要綱

国 都 公 景 第 170 号  
令 和 5 年 3 月 3 1 日  
国土交通省都市局長通知

## 第1条 通則

社会課題対応型都市公園機能向上促進事業の交付に関しては、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年12月21日総理府・建設省令第9号）、社会課題対応型都市公園機能向上促進事業制度要綱（令和4年都公景第2号）及び関係通達の定めるところによるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

## 第2条 補助対象

### 1 総則

交付対象事業は、社会課題対応型都市公園機能向上促進事業制度要綱第5条に規定する社会課題対応型都市公園機能向上促進事業計画に位置付けられた事業のうち、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）（以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イー12－（1）2．Ⅰ、ⅣまたはⅤ、イー12－（2）、イー12－（3）、イー12－（4）もしくはイー12－（5）2．Ⅱの要件を満たす事業とする。

### 2 補助対象事業の特例

- 一 交付金交付要綱イー12－（4）については、地方公共団体が実施する都市公園の整備のみを対象とする。
- 二 PFI 事業による面積0.25ha以上の都市公園の整備（コンセッション方式でないものは、地方公共団体の負担が当該都市公園の整備に要する費用の積算額に対して1割以上削減されるものに限る）については、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー12－（1）2．Ⅰの要件に関わらず対象とする。
- 三 多様な主体との連携による社会課題への対応を促進することを目的に、柔軟で質の高い管理運営に資する取組（社会課題対応型都市公園機能向上促進事業計画に施設整備に係る事業とあわせて位置付けられたものに限る）を対象とする。

## 第3条 補助金の額

国は事業主体に対し、社会課題対応型都市公園機能向上促進事業に要する費用について補助する場合には、予算の範囲内において、交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イー12－（1）2．Ⅰ、ⅣまたはⅤ、イー12－（2）、イー12－（3）、イー12－（4）もしくはイー12－（5）2．Ⅱに規定された基礎額以内とする。

## 第4条 指導監督事務及び指導監督事務費

## 1 指導監督事務

都道府県知事は、社会課題対応型都市公園機能向上促進事業の円滑な進捗を図るため、市町村（指定都市を除く。）に対し、必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は検査しなければならない。

## 2 指導監督事務費

国は、都道府県知事が行う前項の指導監督に要する費用として、当該年度における都道府県の区域内で行う社会課題対応型都市公園機能向上促進事業に要する費用のうち、国土交通大臣が定める割合に相当する額を都道府県に交付する。ただし、この額によることが著しく不適當である場合は、この率によらないことができる。

## 第5条 補助金等の経理

1 補助事業者又は都道府県知事は、国の補助金について経理を明かにする帳簿を作成し、社会課題対応型都市公園機能向上促進事業の完了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者が「補助事業等における残存物件の取扱について」（昭和34年3月12日付建設省会発第74号）に定められている備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。

## 附 則

### 1 施行期日

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

### 1 施行期日

改正後の要綱は、令和5年4月1日から施行する。